

平成六年人事院規則五一四

人事院規則五一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）
人事院は、國家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律（平成六年法律第三十三号）に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に關し次の人事院規則を制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条・第一条の二）
- 第二章 正規の勤務時間等（第一条の三～第十二条の二）
- 第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間（第十三条～第十六条の三）
- 第四章 休日の代休日（第十七条）
- 第五章 休暇（第十八条～第三十一条）
- 第六章 雜則（第三十二条～第三十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 職員の勤務時間、休日及び休暇に關する事項については、別に定めるものほか、この規則の定めるところによる。

（健康及び福祉の確保に必要な勤務時間の確保）

第一条の二 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。）は、勤務時間法第四条第一項に規定する職員の適正な勤務条件の確保を図るため、職員の健康及び福祉の確保に必要な勤務の終了からその次の勤務の開始までの時間を確保するよう努めなければならない。

（任期付短時間勤務職員の一週間の勤務時間の基準）

第一条の三 育児休業法第二十二条第一項に規定する育児短時間勤務（以下「育児短時間勤務」という。）に伴い任用されている任期付短時間勤務職員（育児休業法第二十三条第二項に規定する任用期間内に勤務する職員をいう。以下同じ。）の一週間当たりの勤務時間は、三十八時間四十五分から当該育児短時間勤務をしている職員の一週間当たりの勤務時間を減じて得た時間の範囲内とする。育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務に伴い任用されている任期付短時間勤務職員の一週間当たりの勤務時間についても、同様とする。

（勤務時間法第六条第三項の適用除外職員）

第二条 勤務時間法第六条第三項の人事院規則で定める職員は、皇宮警察学校初任科、航空保安大

学校又は氣象大学校の学生とする。

（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の基準等）

第三条 各省各庁の長は、勤務時間の割振り等（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間を割り振らない日（同項の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第六条第二項、第二十一条第五項及び第二十二条第一項第十五号を除き、以下同じ。）の設定又は勤務時間の割振りをい

う。以下この条から第六条の三までにおいて同じ。）を行う場合には、勤務時間法第六条第三項に規定する申告（次条第一号及び第七条を除き、以下「申告」という。）を考慮しつつ、次に掲げる基準に適合するように行わなければならぬ。この場合において、当該申告どおりの勤務時間の割振り等を行うことにより公務の運営に支障が生ずると認めることは、別に人事院の定めるところにより

一 第四条の三第一項に規定する単位期間（以下この号及び第三号において「単位期間」といふ。）をその初日から一週間に亘る場合にあっては、別に人事院の定めるところにより

二 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める時間以上の勤務時間を割り振ること。ただし、区分期間（勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除

く。）につき一日を限度として職員が指定する日（第四号において「特例対象日」という。）に

ついては、当該あらかじめ定める時間未満の勤務時間を割り振ることができる。

三 前二号の規定にかかるわらず、休日（勤務時間法第十四条に規定する祝日又は年末始の休日をいう。以下同じ。）その他人事院の定める日については、七時間四十五分（法定第六条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）にあっては、当該定年前再任用短時間勤務職員等の単位期間ごとの期間における勤務時間法第六条第一項の規定による週休日（同項に規定する週休日をいう。以下同じ。）以外の日の日数で除して得た時間）の勤務時間を割り振ること。

四 月曜日から金曜日までの午前九時から午後四時までの間に於いて、標準休憩時間（各省各庁の長が、職員が勤務する部局又は機関の職員の休憩時間等を考慮して、その時間並びに始まる時刻及び終わる時刻を定める標準的な休憩時間をいう。）を除いて連続するように、一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長が部局又は機関ごとにあらかじめ定める時間帯に、当該部局又は機関に勤務するこの項の基準により勤務時間を割り振る職員と共に通して勤務時間を割り振ること。ただし、特例対象日については、当該時間帯に勤務時間を割り振らなければならぬことがある。

五 始業の時刻を午前五時以後に、終業の時刻を午後十時以前に設定すること。

六 定年前再任用短時間勤務職員等に七時間四十五分に満たない勤務時間を割り振らうとする日に係る勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、前項第二号及び第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

三 職員の健康及び福祉の確保に必要な場合として人事院の定める場合に係る勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振りについては、人事院の定めるところにより、第一項第四号に掲げる基準によらないことができるものとする。

四 各省各庁の長は、第一項各号（第一号及び第三号を除く。）に掲げる基準によらないことが、公務の能率の向上に資し、かつ、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼすおそれがないと認められる場合には、人事院と協議して、当該基準について別段の定めをすることができる。この場合において、当該別段の定めが人事院が定める基準に適合するものであるときは、当該人事院との協議を要しないものとする。

（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の変更）

第三条の二 各省各庁の長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、勤務時間の割振り等を変更することができる。

一 勤務時間法第六条第三項に規定する申告及び第七条第四項に規定する休憩時間の申告があつた場合において、これらの申告どおりに変更するとき。

二 勤務時間の割振り等を行つた後に生じた事由により、当該勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより変更するとき。

（勤務時間法第六条第三項の規定による勤務時間の割振り等の申告）

第四条 申告は、第三条に定める基準に適合するように、希望する勤務時間の割振り等の変更を行わなければ公務の運営に支障が生ずると認める場合において、別に人事院の定めるところにより

一 申告及び勤務時間の割振り等は、申告・割振り簿により行うものとし、申告・割振り簿に於ける事項は、事務総長が定める。

二 一日につき二時間以上四時間以下の範囲内で各省各庁の長があらかじめ定める期間（第三項において「単位期間」といふ。）は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

（単位期間等）

一 次号に掲げる職員以外の職員 四週間（四週間では適正に勤務時間の割振り等を行なう）こと
できない場合として人事院の定める場合にあっては、人事院の定めるところにより、一週間、
二週間又は三週間）

二 次のいずれかに該当する職員（以下この条において「育児介護等職員」という。）であつて、
当該職員として申告をしたもの 一週間、一週間、三週間又は四週間のうち職員が選択する
期間

イ 小学校就学の始期に達するまでの子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条
の二第二項の規定により職員が当該職員との間ににおける同項に規定する特別養子縁組の成立
について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場
合に限る。）であつて、当該職員が現に監護するもの又は児童福祉法（昭和二十一年法律第
百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第二号に規定する養子縁
組里親（以下このイ及び第二十二条第一項第八号において「養子縁組里親」という。）であ
る職員若しくは同法第六条の四第一号に規定する養育里親（第二十二条第一項第八号におい
て「養育里親」という。）である職員（児童の親その他の同法第二十七条第四項に規定する
者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として当該児童を委託することがで
きない職員に限る。）に委託されている児童を含む。第二十三条第一項第二号を除き、以下
同じ。）又は小学校、義務教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の小学部に就学してい
る子を養育する職員

ロ 勤務時間法第二十条第一項に規定する要介護者（第二十二条第一項第十二号及び第二十三
条の二第二項において「要介護者」という。）を介護する職員

ハ イ又はロに掲げる職員のほか、これらの職員の状況に類する状況にある職員として人事院
が定める職員

2 各省各府の長は、育児介護等職員として申告をした職員について、育児介護等職員に該当する
事由を確認する必要があると認めるときは、当該申告をした職員に対して、証明書類の提出等を
求めることができる。

3 育児介護等職員として申告をして勤務時間の割振り等を行なった職員は、育児介護等職員に該
当しないこととなつた場合には、遅滞なく、その旨を各省各府の長に報告しなければならない。
この場合においては、当該勤務時間の割振り等に係る単位期間の末日までの間、引き続き、そ
の該当しないこととなつた直前の当該単位期間に係る勤務時間の割振り等によることができるもの
とする。

（特別の形態によつて勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準等）

第五条 各省各府の長は、勤務時間法第七条第二項本文の定めるところに従い週休日及び勤務時間
の割振りを定める場合には、勤務日（勤務時間法第八条第一項に規定する勤務日をいう。以下同
じ。）が引き続き十二日を超えないようにし、かつ、一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六
時間を超えないようにしなければならない。

2 各省各府の長は、勤務時間法第七条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間
の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

一 週休日が毎四週間につけ四日以上となるようにし、かつ、当該期間につき一週間当たりの勤
務時間が四十二時間を超えないこと。

二 勤務日が引き続き十二日を超えないこと。

三 一回の勤務に割り振られる勤務時間が十六時間を超えないこと。

3 各省各府の長は、勤務時間法第七条第二項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間
の割振りを定める場合において、前項各号の基準に適合し、かつ、週休日を当該期間につき一週
間当たり二日の割合で設けるときは、同条第二項ただし書の規定による人事院との協議を要しな
いものとする。

第六条 勤務時間法第八条第一項（同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。以下この
項、次項第三号及び次条第二項において同じ。）の人事院規則で定める期間は、勤務時間法第八
条の休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおり

2 条第一項の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする四週間前日のから当該勤務するこ
とを命ずる必要がある日を起算日とする八週間後の日までの期間とする。

2 各省各府の長は、週休日の振替等（次の各号のいずれかに該当するものをいう。以下同じ。）
を行なう場合には、週休日の振替等を行つた後において、週休日又は勤務時間を割り振らない日
(勤務時間法第六条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項
の規定による勤務時間を割り振らない日をいう。第二十一条第五項及び第二十二条第一項第十五
号において同じ。)が毎四週間につけ四日以上となるようにし、かつ、勤務日等（勤務時間法第
十条に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き二十四日を超えないようにしなければ
ならない。

2 一週休日の振替（勤務時間法第八条第一項の規定に基づき勤務日を週休日に変更して当該勤務
日に割り振られた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをい
う。）

2 二 勤務時間を割り振らない日の振替（勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同
条第一項の規定に基づき勤務日を勤務時間を割り振らない日に変更して当該勤務日に割り振ら
れた勤務時間を同項の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。）

2 三 四時間の勤務時間の割振り変更（勤務時間法第八条第一項の規定に基づき勤務日（四時間の
勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）の勤務時間のうち四
時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該四時間の勤務時間を同項の勤務することを命ず
る必要がある日に割り振ることをいう。次項において同じ。）

2 3 各省各府の長は、四時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第一項に規定する期間内に
ある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振るこ
とをやめて行わなければならぬ。

（休憩時間）

2 第七条 各省各府の長は、次に掲げる基準に適合するよう休憩時間を置かなければならない。

1 おおむね毎四時間の連続する正規の勤務時間（勤務時間法第十三条第一項に規定する正規の
勤務時間をいう。以下同じ。）の後に置くこと。

2 勤務時間法第六条第二項の規定により一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振る場合
にあつては六十分（各省各府の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要が
あると認める場合は、四十五分）、それ以外の場合にあつては三十分以上とする。

3 勤務時間法第七条第一項に規定する公務の運営上の事情により特別の形態によつて勤務する
必要のある職員について、まず前二号の休憩時間（以下この号及び次条第一項において「基本
休憩時間」という。）（当該基本休憩時間の始まる時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね
四時間であるものに限る。）を置き、次いで当該基本休憩時間の前に十五分の休憩時間を置く
こと及びまず基本休憩時間（当該基本休憩時間の終わる時刻から終業の時刻まで連続する正規
の勤務時間がおおむね四時間であるものに限る。）を置き、次いで当該基本休憩時間の後に十
五分の休憩時間を置くこと。ただし、次条の休息時間を置く場合は、この限りでない。

2 各省各府の長は、勤務時間法第六条第一項又は第三項の規定により勤務時間を割り振る場合
(勤務時間法第八条第一項の規定によりこれら勤務時間と同項の勤務することを命ずる必要が
ある日に割り振る場合を含む。)において、公務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して支
障がないと認めるときは、前項第一号の規定にかかわらず、連続する正規の勤務時間が六時間三
十分を超えることとなる前に休憩時間を置くことができる。

2 各省各府の長は、第一項の規定によると職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は前二
項の規定によると率を甚だしく阻害する場合には、人事院の定めるところにより、休憩時間の
基準について別段の定めをすることができる。

2 各省各府の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振る場合には、職員か
らの休憩時間の申告を考慮して休憩時間を置くものとする。この場合において、当該申告どおり

に休憩時間を置くことにより公務の運営に支障が生ずると認めるときは、別に人事院の定めるところにより、当該申告と異なる休憩時間を置くことができるものとする。

5 前項に規定する休憩時間の申告は、勤務時間法第六条第三項に規定する申告をする際に、併せて、第四条の二に規定する申告・割振り簿により、第一項から第三項まで及び第三条に定める基準に適合するよう、休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻を明らかにしてしなければならない。

6 職員は、休憩時間を自由に利用することができる。

(休息時間)

第八条 各省各庁の長は、前条第一項第三号に規定する職員について、できる限り、始業の時刻からその直後の基本休憩時間の始まる時刻まで、基本休憩時間の終わる時刻からその直後の基本休憩時間の始まる時刻まで若しくは終業の時刻の直前の基本休憩時間の終わる時刻から終業の時刻までの間ににおける正規の勤務時間がそれぞれおむね四時間である場合又は始業の時刻から終業の時刻まで連続する正規の勤務時間がおおむね四時間である場合には、これらの正規の勤務時間に十五分の休息時間を置かなければならない。ただし、一回の勤務における休息時間は、当該勤務に割り振られた勤務時間を考慮して二回以内において人事院が定める回数とする。

3 2 休息時間は、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続して置いてはならない。

3 2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかつた場合においても、繰り越されることはない。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

第九条 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第一項ただし書の規定により週休日を設け、同条第二項の規定により勤務時間を割り振り、勤務時間法第七条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、勤務時間法第九条の規定により休憩時間を置き、又は前条の休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を公示するものとする。

2 各省各庁の長は、勤務時間法第六条第三項の規定により勤務時間を割り振り、若しくは勤務時間を割り振り、又は週休日の振替等を行つた場合には、人事院の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

(通常の勤務場所を離れて勤務する職員の勤務時間)

第十条 勤務時間法第十条の人事院規則で定める勤務は、次に掲げる勤務（人事院が定める基準に適合するものに限る。）とする。

一 職員が一日の執務の全部を離れて受ける研修
二 矯正医官（矯正医官の兼業の特例等に関する法律（平成二十七年法律第六十二号）第二条第二号に規定する矯正医官をいう。）が行う施設外勤務（矯正施設（同条第一号に規定する矯正施設をい。第十三条第一項第三号亦において同じ。）の外の医療機関、大学その他の場所において医療に関する調査研究又は情報の収集若しくは交換を行う勤務をいう。）

(船員の勤務時間の特例)

第十二条 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める職員は、給与法別表第四〇公安職俸給表（二）、給与法別表第五海事職俸給表又は給与法別表第八イ医療職俸給表（二）の適用を受ける職員とする。

2 勤務時間法第十二条の人事院規則で定める作業は、人命、船舶若しくは積荷の安全を図るために又は人命若しくは他の船舶を救助するため緊急を要する作業（職員が本来の業務として行う作業（育児短時間勤務職員等についての適用除外等）

第十二条の二 第三条から第四条の一まで、第四条の三（第一項第一号を除く。）並びに第五条第一項及び第二項の規定は、育児短時間勤務をしている職員及び育児休業法第二十二条の規定による短時間勤務をしている職員（以下「育児短時間勤務職員等」という。）には適用しない。

2 育児短時間勤務職員等に対する第五条第三項の規定の適用については、同項中「前項各号の基準に適合し、かつ、週休日」とあるのは、「週休日」とする。

第三章 宿日直勤務及び超過勤務並びに超勤代休時間
(宿日直勤務)

第十三条 勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。

一 本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の収受及び府内の監視を目的とする勤務（次号に掲げる勤務を除く。）

二 前号に規定する業務を目的とする勤務のうち、庁舎に附属する居住室において私生活を営みつつ常時行う勤務

三 次に掲げる当直勤務

イ 整察本部における被疑者等の身元、犯罪経歴等の照会の処理のための当直勤務

ロ 皇宮警察本部又は宮内庁の本庁若しくは御料牧場の動物の飼育、植物の栽培等を行う施設における動物又は植物の管理等のための当直勤務

ハ 皇宮警察本部、地方検察庁又は公安調査庁における警備又は事件の捜査、調査、処理等のための当直勤務

ニ 国立児童自立支援施設又は障害者支援施設における入所者の生活介助等のための当直勤務

ホ 矯正施設における次に掲げる当直勤務

（1）業務の管理若しくは監督又はこれらの補佐のための当直勤務

（2）入所、釈放又は面会に関する事務処理、警備等のための当直勤務

ヘ 保護観察所における次に掲げる当直勤務

（1）保護観察に付され保護観察所に居住している者に対する指導監督及び補導援護のための当直勤務

ト （1）に規定する者に対する保護観察のための調査における関係人に対する質問等のための当直勤務（（1）に掲げる勤務を除く。）

ト 東京保護観察所における保護観察に付され所在不明となつてている者に関する身元の照会の処理等のための当直勤務

チ 病院又は診療所における次に掲げる当直勤務

（1）入院患者の病状の急変等に対処するための医師又は歯科医師の当直勤務

（2）看護業務の管理又は監督のための看護師長等の当直勤務

（3）救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の医療技術業務の処理等のための薬剤師、診療放射線技師（診療エックス線技師を含む。）又は臨床検査技師（衛生検査技師を含む。）の当直勤務

（4）救急の外来患者及び入院患者に関する緊急の事務処理等のための当直勤務

リ 地方農政局、地方整備局又は北海道開発局のダム等の管理施設における機器等の監視、管理等のための当直勤務

ス 海上保安大学校その他の教育又は研修の機関における学生等の生活指導等のための当直勤務

ル 次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務

（1）内閣官房における緊急業務

（2）内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター、近畿圏臨海防災センター又は地方気象台における災害発生に係る緊急業務

（3）警察庁の本庁又は地方機関における事件処理業務

（4）外務省本省における対外関係に係る緊急業務

(5) 海上保安部の分室又は海上保安署における警備救難業務
原子力規制庁における原子力施設の事故発生に係る緊急業務

2

各省各庁の長は、休日又は国の行事の行われる日で人事院が指定する日の正規の勤務時間において職員に前項各号に掲げる勤務と同様の勤務を命ずることができる。

第十四条 各省各庁の長は、前条第一項第二号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務が必要であるものであり、かつ、職員の心身にかかる負担の程度が軽易であるようにしなければならない。

2 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、次に掲げる基準に適合するようにならなければならない。

一 当該勤務が、次のいずれかに該当するものであること。

イ 午後五時から翌日の午前九時三十分までの時間帯において行う勤務

ロ 行政機関の休日（行政機関の休日に關する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）の午前八時三十分から午後六時十五分までの時間帯において行う勤務

二 当該勤務に從事する職員（以下この項において単に「職員」という。）が、当該職務の遂行に必要な知識又は技能を有する者であること。

三 職員ごとの当該勤務に從事する回数が、一月当たり五回を超えないこと。

四 当該勤務が第一号イに掲げる勤務である場合にあつては、職員について当該勤務時間中に少なくとも六時間の仮眠のための時間が確保され、かつ、当該仮眠のための施設が当該勤務が行わる官署内に整備されていること。

五 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に從事する職員の数を必要最小限のものとしなければならない。

四 各省各庁の長は、前条第一項第三号に掲げる勤務を命ずる場合には、当該勤務に関する規程において、人事院の定める事項を定めなければならない。

第十五条 各省各庁の長は、職員に第十三条に規定する勤務を命ずる場合には、当該勤務が過度にならないように留意しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に正規の勤務時間以外の時間における勤務を命ずることができる場合）

第十五条の二 育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により読み替えられた勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める場合は、第十三条第一項第三号に掲げる勤務を命じようとする時間帯に、当該勤務に從事する職員のうち育児短時間勤務職員等以外の職員に第十四条第二項の基準に適合するよう当該勤務を命ずることができない場合とする。

2 育児休業法第十七条の規定により読み替えられた勤務時間法第十三条第二項の人事院規則で定める場合は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合において、育児短時間勤務職員等に同項に規定する勤務を命じなければ公務の運営に著しい支障が生ずると認められるときとする。
(超過勤務を命ずる際の考慮)

第十六条 各省各庁の長は、職員に超過勤務（勤務時間法第十三条第二項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

第十六条の二 各省各庁の長は、定年前再任用短時間勤務職員等に超過勤務を命ずる場合には、定年前再任用短時間勤務職員等の正規の勤務時間が當時勤務をする官職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

（超過勤務を命ずる時間及び月数の上限）

第十六条の二の二 各省各庁の長は、職員に超過勤務を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の超過勤務を命ずるものとする。

一次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（イにあつては、時間）

イ ロに掲げる職員以外の職員 次の（1）及び（2）に定める時間

（1） 一箇月において超過勤務を命ずる時間について四十五時間

（2） 一年において超過勤務を命ずる時間について三百六十時間

ロ 一年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となつた職員 次の（1）及び（2）に定める時間及び月数

（1） 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

（2） イ及び次号（ロを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮し

て、人事院が定める期間において人事院が定める時間及び月数

二 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として各省各庁の長が指定するものに勤務する職員

ハ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

イ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び

五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

ハ 一年のうち一箇月において四十五時間を超えて超過勤務を命ずる月数について六箇月

イ 一年において超過勤務を命ずる時間について七百二十時間

ハ 一箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の一箇月、二箇月、三箇月、四箇月及び

五箇月の期間を加えたそれぞれの期間において超過勤務を命ずる時間の一箇月当たりの平均時間について八十時間

一 給与法第十六条第一項第一号に掲げる勤務に係る時間（次号に掲げる時間を除く。） 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の二十五を乗じて得た時間数

二 育児休業法第十六条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）又は第二十四条の規定により読み替えられた給与法第十六条第一項ただし書又は第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の五十を乗じて得た時間数

三 給与法第十六条第一項第二号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する六十時間超過時間の時間数に百分の十五を乗じて得た時間数

4 前項の場合において、その指定は、四時間又は七時間四十五分（年次休暇の時間に連続して勤務時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該超勤代休時間の時間数を合計した時間数が四時間又は七時間四十五分となる時間）を単位として行うものとする。

5 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第二項の規定に基づき一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について超勤代休時間を指定する場合には、第一項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、各省各庁の長が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

6 各省各庁の長は、職員があらかじめ超勤代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、超勤代休時間を指定しないものとする。

7 各省各庁の長は、勤務時間法第十三条の二第二項に規定する措置が六十時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して超勤代休時間を指定するよう努めるものとする。

第四章 休日の代休日

（代休日の指定） 勤務時間法第十五条第一項の規定に基づく代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする八週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（勤務時間法第十三条の二第一項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならぬ。

2 各省各庁の長は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 代休日の手続に関する必要な事項は、人事院が定める。

第五章 休暇

（年次休暇の日数） 勤務時間法第十五条第一項第一号（育児休業法第十七条第一項第一号（育児休業法第十七条又は第二十五条の規定により読み替えて適用する場合を含む。第十八条の三において同じ。）の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

4 一 齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、一週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一であるものをいう。以下同じ。）二十日に齊一型短時間勤務職員の一週間の勤務日の日数を五日で除して得た数を乗じて得た日数

二 不齊一型短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等のうち、齊一型短時間勤務職員以外のものをいう。以下同じ。）百五十五時間に育児休業法第十七条若しくは第二十五条の規定により読み替えられた勤務時間法第五条第一項又は勤務時間法第五条第二項の規定に基づき定められた不齊一型短時間勤務職員の勤務時間を三十八時間四十五分で除して得た数を乗じて得た時間数を、七時間四十五分を一日として日に換算して得た日数

第十八条の二 勤務時間法第十七条第一項第二号の人事院規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

一 当該年の中途中において、新たに職員となり、又は任期が満了することにより退職することになる職員（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（定年前再任用短時間勤務職員等及び育児短時間勤務職員等にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（以下この条において「基本日数」という。）

二 当該年において、行政執行法人職員等（勤務時間法第十七条第一項第三号に規定する行政執行法人職員等をいう。以下この条において同じ。）となつた者であつて引き続き新たに職員となつたもの又は官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたものとみなされた日又は同条に規定する交流元企業に雇用された日において新たに職員となつたものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じ別表第一の日数欄に掲げる日数から、新たに職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が定年前再任用短時間勤務職員等である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数）（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

3 勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める法人は、沖縄振興開発金融公庫のか、次に掲げる法人とする。

4 一 国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）第九条の二各号に掲げる法人勤務時間法第十七条第一項第三号の人事院規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

5 一 当該年の前年において官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員であった者であつて引き続き当該年に職務に復帰したもの

二 当該年の前年において官民人事交流法第二条第二項に規定する民間企業に雇用されていた者であつて引き続き当該年に官民人事交流法第二十条に規定する交流採用職員となつたもの

三 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に行政執行法人職員等となり引き続き再び職員となつたもの

4 四 当該年の前年において職員であつた者であつて引き続き当該年に官民人事交流法第八条第二項に規定する交流派遣職員となり引き続き職務に復帰したものに応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）と

5 一 次号に掲げる職員以外の職員次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数に応じ、当該各号に定める日数（当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）とする。

6 一 次号に掲げる職員以外の職員次に掲げる場合に応じ、次に掲げる日数により退職することとなる場合にあっては、当該年における在職期間に応じ、別表第一の日数欄に掲げる日数（当該残日数が二十日を超える場合にあっては、二十日）を加えて得た日数

7 一 当該年の初日後に職員となつた場合この号イの日数から職員となつた日の前日までの間に使用した年次休暇に相当する休暇又は年次休暇の日数を減じて得た日数

8 二 定年前再任用短時間勤務職員等 その者の勤務時間等を考慮し、人事院が別に定める日数

9 一 第一项第二号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかるわらず、人事院が別に定める日数とする。

10 二 第一项第二号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうちその者の使用した年次休暇に相当する休暇の日数が明らかでないものの年次休暇の日数については、これらの規定にかかるわらず、人事院が別に定める日数とする。

11 三 次の各号に掲げる場合において、一週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数（以下「勤務形態」という。）が変更されるときの当該変更の日以後における職員

の年次休暇の日数は、当該年の初日に当該変更の日の勤務形態を始めた場合にあつては勤務時間法第十七条第一項第一号又は第二号に掲げる日数に同条第二項の規定により当該年の前年から繰り越された年次休暇の日数を加えて得た日数とし、当該年の初日後に当該変更後の勤務形態を始めた場合において、同日以前に当該変更前の勤務形態を始めたときにつきには当該日数から当該年において当該変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とし、当該年の初日後に当該変更前の勤務形態を始めたときにつきには当該勤務形態を始めた日においてこの条の規定により得られる日数から同日以後当該変更日の前日までに使用した年次休暇の日数を減じて得た日数に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た日数（一日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数）とする。

(病気休暇) 病気休暇の期間は、療養のため勤務しないことによるものと認められる必要最小限の育児休業法第十二条第一項第一号から第四号までに掲げる勤務の形態の育児短時間勤務職員等次に掲げる規定に掲げる勤務の形態の区分に応じ、次に掲げる時間数

二 育児休業法第十二条第一項第一号 三時間五十五分

イ 育児休業法第十二条第一項第一号 三時間五十五分

ロ 育児休業法第十二条第一項第二号 四時間五十五分

ハ 育児休業法第十二条第一項第三号又は第四号 七時間四十五分

三 斎一型短時間勤務職員(前号に掲げる職員のうち、斎一型短時間勤務職員を除く。) 勤務日ごとの勤務時間の時間数(一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)

四 不齊一型短時間勤務職員(第二号に掲げる職員のうち、不齊一型短時間勤務職員を除く。) 七時間四十五分

第二回 合併症の発生と対応 第二回 合併症の発生と対応
限度の期間とする。ただし、次に掲げる場合以外における病気休暇（以下「この条」において「特定病気休暇」という。）の期間は、次に掲げる場合における病気休暇を使用した日その他の人の

事院が定める日（以下この条において「除外日」という。）を除いて連続して九十日を超えることはできない。

二 生理日の就業が著しく困難な場合
二 公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（補償法第一条の二に規定する通勤をいう。）により負傷し、若しくは疾病にかかつた場合

三 規則一〇一四第二十三条の規定により同規則別表第四に規定する生活規正の面Bの指導区分の決定又は同表に規定する生活規正の面Bへの指導区分の変更を受け、同規則第二十四条第一

2 項の事後措置を受けた場合
前項ただし書、次項及び第四項の規定の適用については、連続する八日以上の期間（当該期間における週末日等以外の日の日数が少ない場合は、その日数

（この規定により除外する休暇の期間を除く）の特定病気休暇を使用した職員（この項の規定により特定病気休暇の期間が連続しているものとみなされた職員を含む。）が、除外日を除いて連続して使用し

た特定病気休暇の期間の末日の翌日から、一回の勤務に割り振られた勤務時間（一回の勤務に割り振られた勤務時間の一部に育児休業法第二十六条第一項に規定する育児時間の承認を受けて勤務（はたらき）する時間）のうちの八時間（以下「二つ頭」として、「育児時間等」といふ。）が

務しない時間その他の人間時間と併用（以下この項において「育児時間等」といふこと）がある場合にあつては、一回の勤務に割り振られた勤務時間のうち、育児時間等以外の勤務時間）のすべてを勤務した日の日数（第四項において「実勤務日数」という。）が二十日に達する日まで

の間に、再度の特定病気休暇を使用したときは、当該再度の特定病気休暇の期間と直前の特定病気休暇の期間は連続しているものとみなす。

3 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において九十日に達した日後においても引き続き負傷又は疾病(当該負傷又は疾病的症状等が、当該使用した特定病気休暇の期間の初日から当該負傷をし、又は疾病にかかつた日(以下この項において「特定

負傷等の日」という。)の前日までの期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病の症状等と明らかに異なるものに限る。以下この項において「特定負傷等」という。)のため療養する必要

があり、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第一項のただし書の規定にかかるわらず、当該九十日に達した日の翌日以後の日においても、当該特定負傷等による特定病気休暇を承認することができる。この場合において、特定負傷等の日以後における特定病気休暇の期間は、

4 使用した特定病気休暇の期間が除外日を除いて連続して九十日に達した場合において、九十日除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

に達した日の翌日から実勤務日数が二十日に達するまでの間に、その症状等が当該使用した特定病気休暇の期間における特定病気休暇に係る負傷又は疾病的症状等と明らかに異なる負傷又は疾病のため療養する必要が生じ、勤務しないことがやむを得ないと認められるときは、第一項を

ただし書の規定にかかるわらず、当該負傷又は疾病に係る特定病気休暇を承認することができる。二

の場合において、当該特定病気休暇の期間は、除外日を除いて連続して九十日を超えることはできない。

5 療養期間中の週休日、勤務時間を割り振らない日、休日、代休日その他の病気休暇の日以外の勤務しない日は、第一項ただし書及び第二項から前項までの規定については、特定病気休暇を使用した日とみなす。

6 第一項ただし書及び第二項から前項までの規定は、臨時の職員、条件付採用期間中の職員及び検察官には適用しない。

（特別休暇） 第二十二条 勤務時間法第十九条の人事院規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に定める期間とする。

一 職員が選挙権その他公民としての権利行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

二 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

三 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

四 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないと次に掲げる社会に貢献する活動（専ら親族に対する支援となる活動を除く。）を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき

五 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動

六 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかるたんに對して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて人事院が定めるものにおける活動

七 ハイ及びロに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

八 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 人事院が定める期間内における連続する五日の範囲内の期間

九 生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行った場合 出産の日までの申し出た期間

十 八生後一年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行った場合 一日二回それぞれ三十分以内の期間（男子職員にあつては、その子の当該職員以外の親（当該子について民法第八百七十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条规定第一項第三号の規定により当該子を委託されている養子縁組里親である者若しくは養育里親である者（同条第四項に規定する

者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組里親として委託することができない者に限る。）を含む。）が当該職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第六十七条の規定により同日における育児時間と請求した場合は、一日二回それぞれ三十分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差引いた期間を超えない期間）

十一 職員が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 人事院が定める期間内における二日の範囲内の期間

十二 職員の妻が出産する場合であつてその出産予定期の六週間（多胎妊娠の場合にあっては、十四週間）前の日から当該出産の日以後一年を経過する日までの期間に於ける場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これら子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十三 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を又は疾病的予防を図るために必要なものとして人事院が定めるその子の世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年の年に於いて五日（その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が二人以上の場合は、十日）の範囲内の期間

十四 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十五 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一年の年に於いて五日（要介護者が二人以上の場合は、十日）の範囲内の期間

十六 職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後人事院の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一日の範囲内の期間

十七 職員が勤務しないことが相当であると認められる場合 七日の範囲内の期間

十八 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等に際して、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

十九 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一日又は一時間とする。ただし、特定休暇の残日数の全てを使用しようとする

場合において、当該残日数に一時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを使用することができる。

3 一日を単位とする特定休暇は、一回の勤務に割り振られた勤務時間のすべてを勤務しないときに使用するものとする。

4 一時間を単位として使用した特定休暇を日に換算する場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間数をもって一日とする。

一 次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 七時間四十五分

二 資一型短時間勤務職員 勤務日ごとの勤務時間の時間数（七時間四十五分を超える場合には、七時間四十五分とし、一分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）

三 不賃一型短時間勤務職員 七時間四十五分

第二十三条 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める者は、次に掲げる者（第一号に掲げる者）にあつては、職員と同居しているものに限る。とする。

一 祖父母、孫及び兄弟姉妹

二 職員又は配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第二に於いて同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者（人事院が定めるもの）

3 2 勤務時間法第二十条第一項の人事院規則で定める期間は、二週間以上の期間とする。

3 2 勤務時間法第二十条第一項に規定する指定期間（以下「指定期間」とする。）

4 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、当該申出による期間の初日から末日までの期間（第七項において「申出の期間」という。）の指定期間を指定する。

5 職員は、第三項の申出に基づき前項若しくは第七項の規定により指定された指定期間を延長し行わなければならない。

6 各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場合には、第四項、この項又は次項の規定により指定された指定期間の初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

7 第四項又は前項の規定にかかるらず、各省各庁の長は、それぞれ、申出の期間又は第三項の規定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間（以下この規定による指定期間の延長の指定の申出があつた場合の当該申出に係る末日までの期間）

8 指定期間の通算は、暦に従つて計算し、一月に満たない期間は、三十日をもって一月とする。

第二十三条の二 介護休暇の単位は、一日又は一時間とする。
1 一時間を単位とする介護休暇は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連續した四時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受け勤務しない時間がある日については、当該四時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（介護時間）

第二十三条の三 介護時間の単位は、三十分とする。

2 介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第二十六条第一項の規定による育児時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該二時間から当該育児時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

（病気休暇及び特別休暇の承認）

第二十四条 勤務時間法第二十一条の人事院規則で定める特別休暇は、第二十二条第一項第六号及び第七号の休暇とする。

第二十五条 各省各庁の長は、病気休暇又は特別休暇（前条に規定するものを除く。第二十七条第一項において同じ。）の請求について、勤務時間法第十八条に定める場合又は第二十二条第一項各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達することができるとして認められる場合は、この限りでない。

（介護休暇及び介護時間の承認）

第二十六条 各省各庁の長は、介護休暇又は介護時間の請求について、勤務時間法第二十条第一項又は第二十条の二第一項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

（年次休暇、病気休暇及び特別休暇の請求等）

第二十七条 年次休暇、病気休暇又は特別休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかつた場合には、その事由を付して事後において承認を求めることができる。

2 第二十二条第一項第六号の申出は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に対し行わなければならぬ。

3 第二十二条第一項第七号に掲げる場合に該当することとなつた女子職員は、その旨を速やかに各省各庁の長に届け出るものとする。

（介護休暇及び介護時間の請求）

第二十八条 介護休暇又は介護時間の承認を受けようとする職員は、あらかじめ休暇簿に記入して各省各庁の長に請求しなければならない。

2 前項の介護休暇の承認を受けようとする場合において、一回の指定期間について初めて介護休暇の承認を受けようとするときは、二週間以上の期間（当該指定期間が二週間未満である場合その他の人事院が定める場合には、人事院が定める期間）について一括して請求しなければならない。

（休暇の承認の決定等）

第二十九条 第二十七条第一項又は前条第一項の請求があつた場合においては、各省各庁の長は速やかに承認するかどうかを決定し、当該請求を行つた職員に対して当該決定を通知するものとする。ただし、同項の規定により介護休暇の請求があつた場合において、当該請求に係る期間のうちに当該請求があつた日から起算して一週間を経過する日（以下この項において「一週間経過日」という。）後の期間が含まれているときにおける当該期間については、一週間経過日までに承認するかどうかを決定することができる。

2 各省各庁の長は、病気休暇、特別休暇、介護休暇又は介護時間について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

第三十条 休暇簿に関し必要な事項は、事務総長が定める。

（その他の事項）

第三十一条 この章に規定するもののほか、休暇に関する必要な事項は、人事院が定める。

この規則は、平成十五年六月十五日から施行する。

附 則（平成一六年四月一日人事院規則一五一—四—一三）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月二八日人事院規則一五一—四—一四）

（施行期日）

この規則は、平成十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

この規則による改正後の規則一五一—四（以下「改正後の規則」という。）第二十二条第一項第九号の人事院が定める期間（当該期間の初日を除く。）にこの規則の施行の日がある職員で、同日前の当該期間にこの規則による改正前の規則一五一—四第二十二条第九号の休暇を使用したものについては、人事院が定める日又は時間の改正後の規則第二十二条第一項第九号の休暇を使用したものとみなす。

（施行期日）

附 則（平成一八年三月三日人事院規則一五一—四—一五）

この規則は、平成十八年七月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一八年三月三一日人事院規則一五一—四—一六）抄

（施行期日）

附 則（平成一八年三月三日人事院規則一五一—四—一五）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一八年九月二九日人事院規則一五一—四—一七）

この規則は、平成十八年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年七月二〇日人事院規則一一四八）

（施行期日）

附 則（平成一九年八月一日人事院規則一五一—四—一五）

この規則は、平成十九年八月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一七）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一六）抄

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一五）

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一八）抄

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一九）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一〇）

この規則は、平成二十年五月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一一）

この規則は、平成二十年六月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一二）

この規則は、平成二十一年五月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一三）

この規則は、平成二十一年八月一日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一四）

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附 則（平成一九年九月二九日人事院規則一五一—四—一五）

この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

（施行期日）

第一条	この規則は、平成二十二年六月三十日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二二年二月一日人事院規則一五一—四—一五）抄
第一条	この規則は、平成二十三年一月一日から施行し、改正後の規則一五一—四第二十二条第一項第十一号の休暇と同日以後に使用した病気休暇について適用する。	（施行期日）	附 則（平成二三年三月一七日人事院規則一五一—四—一七）
第一条	この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二四年三月三〇日人事院規則一五一—四—一九）抄
第一条	この規則は、平成二十四年六月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二四年六月二九日人事院規則一五一—四—一八）
第一条	この規則は、平成二十四年七月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二四年九月一九日人事院規則一五一—四—一九）抄
第一条	この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二五年四月一一日人事院規則一一五九）抄
第一条	この規則は、平成二十五年五月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二五年五月一一日人事院規則一一五九）抄
第一条	この規則は、平成二六年五月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二六年五月一九日人事院規則一一六一）抄
第一条	この規則は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一一六三）抄
第一条	この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。	（施行期日）	附 則（平成二七年三月一八日人事院規則一一六三）抄

(雑則)

第十五条 附則第一条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

附則 (平成二十七年十二月一日から施行する。)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二十八年二月五日人事院規則一五一一四一三一) 抄

(施行期日) この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の

1 (平成二八年二月一日人事院規則一五一一四一三一) 抄

(施行期日) 平成二十八年四月一日から施行する。

附則 (平成二八年二月一日人事院規則一五一一四一三一) 抄

(施行期日) この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

第一條 この規則は、平成二十九年一月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の

日から施行する。

(平成二十八年改正法附則第四条の規定による指定期間の指定)

第二条 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十八年法律第八十号)によ

り、「平成二十八年改正法」という。附則第四条に規定する職員の申出は、勤務時間法第二十

条第一項に規定する指定期間(以下「指定期間」という。)の末日とすることを希望する日を休

暇簿に記入して、各省各庁の長(勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)に

に対し行わなければならぬ。

2 各省各庁の長は、前項の規定による指定期間の指定の申出があつた場合には、平成二十八年改

正法附則第四条に規定する初日(以下「初日」という。)から当該申出による期間の末日までの

期間の指定期間を指定するものとする。

3 平成二十八年改正法附則第四条に規定する職員(以下「職員」という。)は、第一項の申出に

基づき前項若しくは第五項の規定により指定された指定期間を延長して指定すること又は当該指

定期間若しくはこの項の申出(短縮の指定の申出に限る。)に基づき次項若しくは第五項の規定

により指定された指定期間を短縮して指定することを申し出ることができる。この場合において

は、改めて指定期間として指定することを希望する期間の末日を休暇簿に記入して、各省各庁の

長に対し申し出なければならない。

4 各省各庁の長は、職員から前項の規定による指定期間の延長又は短縮の指定の申出があつた場

合には、初日から当該申出に係る末日までの期間の指定期間を指定するものとする。

5 第二項又は前項の規定にかかるわらず、各省各庁の長は、それぞれ、平成二十九年一月一日から

第一項の規定により申し出た指定期間の末日とする日までの期間(以下「施行日」という。)以後の申出の期間」という。)又は第一項の申出に基づき第二項若しくはこの項の規定により指

定期間の末日とする日までの期間にかかるわらず、各省各庁の長は、それぞれ、平成二十九年一月一日から

第一項の規定により採用された職員をいう。

六 施行日 この規則の施行の日をいう。

七 旧法再任用職員 施行日前に令和五年旧法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項

の規定により採用された職員をいう。

八 (改正後の人事院規則一五一一四における暫定再任用職員に関する経過措置)

第二十二条 暫定再任用職員は、規則一八二(一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)第十一条の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項第三号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等(次項において「定年前再任用短時間勤務職員等」という。)とみなして、同規則第十八条の二第一項(第二号に係る部分に限る。)及び第四項の規定を適用する。

九 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、規則一八二第十一項の規定による改正後の規則一五一一四第三条第一項及び第二項、第十六条の二、第十八条、第十八条の二第一項(第一号に係る部分に限る。)並びに第十八条の三の規定を適用する。

(雑則)

第二十五条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措

置は、人事院が定める。

十 附則 (令和四年六月一七日人事院規則一五一一四一三九)

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

十一 附則 (令和五年一月二〇日人事院規則一五一一四一四〇)

この規則は、令和五年一月二〇日から施行する。

附則 (平成三十一年二月七日人事院規則一五一一四一三五)

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

附則 (平成三十一年二月一日人事院規則一五一一四一三六)

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

附則 (令和四年四月一日人事院規則一五一一四一三七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年二月一日人事院規則一五一一四一三八)

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一五一一七九)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (平成三十一年四月一日人事院規則一五一一四一三七)

この規則は、公布の日から施行する。

附則 (令和三年二月一日人事院規則一五一一四一三八)

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

附則 (令和四年二月一八日人事院規則一五一一七九)

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附則 (平成三十一年四月一日人事院規則一五一一四一三七)

この規則は、公布の日から施行する。

(施行期日)

第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。）は、この規則による改正後の規則一五一四第三条又は第四条の三の規定にかかるわらず、これらの規定に定める基準により勤務時間を割り振ることが困難である職員の勤務時間法第六条第三項又は第四項の規定に基づく勤務時間の割振りの基準について、あらかじめ人事院と協議して、一定の期間を限つて、なお従前の例によることができる。

(準備行為)

第三条 この規則による改正後の規則一五一四第三条第五項又は前条の協議は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（令和五年二月二八日人事院規則一五一四一四一）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年一一月一日人事院規則一五一四一四二）

この規則は、令和六年一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二九日人事院規則一一八二）抄

(施行期日)

第一条 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第四条の規定は公布の日から、第五条の規定並びに第十一条中規則一五一四の目次の改正規定、同規則中第一条の二を第一条の三とし、第一条の次に一条を加える改正規定及び同規則第十三条第一項第三号の改正規定は令和六年四月一日から施行する。

(勤務時間法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 各省各庁の長（勤務時間法第三条に規定する各省各庁の長をいう。）は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十三号。附則第四条において「令和五年改正法」という。）第三条の規定の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に勤務時間法第六条第三項（育児休業法第十七条（育児休業法第二十二条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定により勤務時間を割り振ろうとする場合又は勤務時間法第六条第四項の規定により週休日を設け、及び勤務時間を割り振ろうとする場合（規則一五一四第四条の二の規定により職員が選択する期間（以下この条において「選択単位期間」という。）が一週間である場合を除く。）において、単位期間（勤務時間法第六条第三項に規定する単位期間をいう。以下同じ。）の初日としようとする日から起算して四週間（選択単位期間が二週間又は三週間である場合にあっては、それぞれ二週間又は三週間）を経過する日が、施行日以後に到来するときは、同規則第四条の二の規定にかかるわらず、当該単位期間の末日を施行日の前日以前とするために必要な限度において、当該単位期間を一週間、二週間又は三週間とすることができます。

(雑則)

第四条 前二条に定めるもののほか、令和五年改正法及びこの規則の施行に関し必要な経過措置は、人事院が定める。

別表第一（第十八条の二関係）

在職期間	日数
一月に達するまでの期間	二日
一月を超えて二月に達するまでの期間	三日
二月を超えて三月に達するまでの期間	五日
三月を超えて四月に達するまでの期間	八日
四月を超えて五月に達するまでの期間	七日

五月を超える六月に達するまでの期間	十日
六月を超える七月に達するまでの期間	十二日
七月を超える八月に達するまでの期間	十三日
八月を超える九月に達するまでの期間	十五日
九月を超える十月に達するまでの期間	十七日
十月を超える十一月に達するまでの期間	十八日
十一月を超える一年未満の期間	二十日

別表第二（第二十二条関係）	親族	日数
配偶者	七日	
父母	五日	
子	三日	
祖父母	三日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
孫	一日	
兄弟姉妹	一日	
おじ又はおば	一日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあつては、七日）	
父母の配偶者又は配偶者の父母	三日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、七日）	
子の配偶者又は配偶者の子	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、五日）	
祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母	一日（職員と生計を一にしていた場合にあつては、三日）	
兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	一日	
おじ又はおばの配偶者	一日	